

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

千葉労働局
雇用環境・均等室
総合労働相談コーナー
(P1)

千葉労働局
職業安定部
職業対策課
(P3)

一般社団法人日本産業
カウンセラー協会本部
ADRセンター(P9)

千葉県弁護士会
(P7)

法テラス千葉
(P6)

千葉県
労働相談センター
(P4)

千葉司法書士会
(P8)

千葉県社会保険労務士会
(P10)

～紛争解決制度を利用したい方～

千葉労働局
雇用環境・均等室
総合労働相談コーナー
(P1)

千葉労働局
職業安定部
職業対策課
(P3)

千葉県弁護士会
(P7)

一般社団法人日本産業
カウンセラー協会本部
ADRセンター
(P9)

千葉県労働委員
会
(P5)

千葉司法書士会
(P8)

千葉県社会保険労務士
会
(P10)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

千葉簡易裁判所
(P11)

千葉地方裁判所
(P11)

千葉労働局 雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">千葉労働局 雇用環境・均等室 千葉労働局雇用環境・均等室 (住所) 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 (電話) 043-221-2307</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！</p>	<p>相談</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要（面談の場合は、電話予約をお勧めします）。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p>千葉労働局長による紛争解決の援助</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、千葉労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>
	<p>調停</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、千葉労働局長から委任を受けた千葉紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。</p> <p>紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">千葉労働局 職業安定部職業対策課</p> <p>千葉労働局職業安定部職業対策課 (住所) 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 (電話) 043-221-4392</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！</p>	<p style="text-align: center;">相談</p>	<p>【制度概要】 改正障害者雇用促進法に基づく、障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別や、障害者に対する合理的配慮の提供義務に関するご相談を受け付けております。</p>
		<p>【費用】 無料</p>
		<p>【相談方法】 電話又は面談。 面談の場合は電話予約をお勧めします。</p>
		<p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p style="text-align: center;">千葉労働局長による紛争解決の援助</p>	<p>【制度概要】 障害者であることを理由とする差別的取扱いや、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容に係る紛争について、千葉労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p>
		<p>【費用】 無料</p>
<p style="text-align: center;">調停</p>	<p>【制度概要】 障害者であることを理由とする差別的取扱いや、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容に係る紛争について、千葉労働局長から委任を受けたあっせん委員（弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家等）が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 なお、募集・採用に関する紛争は対象となりません。</p>	
	<p>【費用】 無料</p>	

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">千葉県労働相談センター</p> <p>千葉県労働相談センター</p> <p>(住所) 千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎 2階</p> <p>(電話) 043-223-2744</p> <p>【特長】 労働問題全般に関する一般相談と特別労働相談（法律、メンタルヘルス）で相談者をサポート！</p>	<p style="text-align: center;">一般労働相談</p>	<p>【制度概要】 賃金不払い、解雇、パワハラ・セクハラ、労働時間、休日、配転・出向等の雇用に伴う労働問題、職場のストレス等でお悩みの労働者又は使用者の方から随時相談を受け付けています。</p>
		<p>【費用】 無料</p>
		<p>【相談方法】 面談又は電話</p>
	<p>【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 9:00～17:00（面談又は電話） 17:00～20:00（電話）</p>	
	<p style="text-align: center;">法律相談</p>	<p>【制度概要】 解雇などの民事関係の相談に、労働問題に精通した弁護士が応答いたします。（要予約）</p>
		<p>【費用】 無料</p>
<p>【相談方法】 面談</p>		
<p>【相談日時】 原則として 毎月第1・3金曜日 13:00～15:00 （要予約、詳細はお問合わせください。）</p>		
<p style="text-align: center;">働く人の メンタルヘルス 相談</p>	<p>【制度概要】 不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応します。（要予約）</p>	
	<p>【費用】 無料</p>	
	<p>【相談方法】 面談又は電話</p>	
	<p>【相談日時】 原則として 毎月第4水曜日 17:30～19:30 （要予約、詳細はお問合わせください。）</p>	

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">千葉県労働委員会</p> <p style="text-align: center;">千葉県労働委員会事務局</p> <p>(住所) 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎7階</p> <p>(電話) 043-223-3735</p> <p>【特長】 公(公益委員)・労(労働者委員)・使(使用者委員)の三者構成を活かした紛争解決援助サービス!</p>	<p style="text-align: center;">個別的労使紛争のあっせん</p> <p>※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の紛争(労働争議)については、労働委員会による労働争議の調整(あっせん・調停・仲裁)の制度が利用できます。 詳しくは、労働委員会事務局にお問い合わせください。</p>	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件などをめぐる紛争について、公益委員(大学教授・弁護士など)、労働者委員(労働組合役員など)、使用者委員(企業経営者・使用者団体役員など)の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りを促すことによって紛争解決のお手伝いをいたします。 他の制度にはない労使委員による当事者に寄り添った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が大きな特色です。</p> <p>【申請できる方】 県内に所在する事業所に雇用されているか、又は雇用されていた労働者と、県内に所在する事業所の使用者が申請できます。</p> <p>【申請方法】 来庁又は郵送により、所定の申請書を労働委員会事務局に提出していただきます。 申請書は、労働委員会事務局のホームページからダウンロードできるほか、労働委員会事務局にお問い合わせいただければ、郵送いたします。 (申請書ダウンロード HPアドレス) http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/tetsuzuki/roudou.html</p> <p>※ 申請の際に、紛争の経過やあっせんを求める事項を事務局職員が確認しますので、来庁による申請をお勧めします。 まずは電話で、お問い合わせください。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【注意点】 「個別的労使紛争のあっせん」は、事実を認定したり、どちらが正しいかを判断する制度ではありません。 また、裁判所で係争中の紛争など、あっせんの対象とならない紛争があります。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>サポートダイヤル (電話) 0570-078374</p> <p>【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>	<p>情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 ※情報提供では、個別法律相談や法的判断は行っていません。オペレーターによる対応となります。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話。</p> <p>【受付日時】 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 (日曜祝祭日休業)</p>
<p>法テラス千葉 (住所) 千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼーる)2F (電話) 0503383-5381</p> <p>法テラス松戸 (住所) 松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3F (電話) 0503383-5388</p>	<p>民事法律扶助</p>	<p>【サービス内容】 経済的に余裕がない方が民事上の法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い、必要な場合は、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。</p> <p>【費用】 法律相談は無料（30分、同一問題3回まで） 弁護士・司法書士の費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。</p> <p>【法律相談の利用方法】 (法テラス千葉) 電話での事前予約後、来所のうえ、面談にて実施。 (法テラス松戸) 電話で要件確認後、無料相談可能な登録弁護士・司法書士の事務所を案内します。 ※いずれも電話での法律相談は行っておりません。</p> <p>【注意点】 <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</u> 弁護士・司法書士の費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要もあります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>千葉県弁護士会 (住所) 千葉市中央区中央4-13-9 (電話) 043-227-8431 (HP) トップページ http://www.chiba-ben.or.jp/ 労働専門相談 http://www.chiba-ben.or.jp/consultation/labor.html</p>	<p>労働専門相談 【料金】 労働者側：初回のみ30分無料。その後30分ごとに5,400円(税込) 経営者側：30分5,400円、1時間10,800円(税込)。 【申し込み方法】 左記弁護士会電話番号にお電話頂き、労働専門相談をご希望の旨お伝え下さい。 相談場所は、各担当弁護士の事務所にて行います。</p>	<p>労働専門相談の名簿に登録された、労働問題に詳しい弁護士がご相談に応じます。 相談に応じる弁護士は、労働者側弁護士、経営者側弁護士、両者とも担当する弁護士に区分されており、それぞれの立場から、専門的なアドバイスが受けられます。</p>
<p>ひまわりほっとダイヤル (電話) 0570-001-240 (URL) http://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html</p>	<p>中小企業向け法律相談 【料金】 初回相談30分無料(相談時間が30分を超える場合には、有料となります) 【申し込み方法】 左記申込専用電話にお電話下さい。</p>	<p>各地域の弁護士会が、中小企業経営者の方向けに実施している相談予約サービスです。 (経営者側のみ)</p>
<p>千葉県弁護士会 (電話) 043-227-4300</p>	<p>雇用と生活総合電話相談 【実施日時】 毎週火曜日午後1時から4時 【料金】 無料 【相談方法】 左記電話番号にお電話頂くと担当弁護士の事務所に直接つながりますので、そのまま担当弁護士とご相談下さい。相談時間は、お一人様30分程度を目安としています。</p>	<p>本相談は、解雇、残業代などの労働問題から、生活保護、クレサラ問題、住まいの問題まで、生活問題全般についての無料の電話相談です。</p>
<p>法律相談センター (千葉) 043-227-8954 (松戸) 047-366-6611 (船橋) 047-437-3634 (木更津・袖ヶ浦) 043-227-8970 (茂原・東金) 0475-23-0640 (成田) 043-227-8984 (佐原) 043-227-8983 (館山・鴨川) 043-227-8972 (八日市場) 0479-72-0271 (市川浦安) 047-396-6884 (野田) 047-367-5900</p>	<p>【申し込み方法】 法律相談をご希望の方は、左記各法律相談センターの電話番号にお電話頂きご予約をお取り下さい。 【料金】 《木更津を除く各法律相談センター》 30分2,000円(税込) 《木更津》 1時間10,800円(税込)</p>	<p>県内の各地の法律相談センターにて弁護士が法律相談全般に応じます。</p>
<p>法律相談センター (千葉・その他) 043-227-8954 (市川・船橋周辺) 047-437-3634 (松戸周辺) 047-366-6611</p>	<p>夜間・土曜相談(ヨルンド) 【料金】 《千葉・その他》 1時間10,800円(税込) 《市川・船橋周辺》 45分8,100円(税込) 《松戸周辺》 30分5,400円(税込)</p>	<p>ヨルンドとは、夜間・土日相談の愛称です。平日お仕事でお忙しい方のために、平日夕方から夜にかけて、また土曜・日曜でも法律相談ができるシステムです。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">千葉司法書士会</p> <p>ちば司法書士 会総合相談セ ンター (住所) 千葉 市美浜区幸町 2-2-1 (電話) 04 3-204- 8333</p> <p>【特長】 特別にトレー ニングを積ん だ司法書士が 紛争解決をサ ポート！</p>	<p>無料法律相談</p>	<p>【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サ ラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の 売買や贈与（名義変更）、交通事故の物損、成 年後見制度、クーリング・オフのような消費者 トラブルなどについて、司法書士が解決に向け 親身になって相談をお受けします。 * 民事紛争に関する相談については、紛争の 目的価額が金 140 万円以下のものに限りま す。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【利用方法】 要電話予約。</p> <hr/> <p>【相談会場・相談日時】 祝祭日を除く土曜日に千葉司法書士会館にて 相談会を実施。 松戸、木更津、館山、鴨川、安房地域につい ては、相談日時等をお問い合わせください。</p>
	<p>A D R センター</p>	<p>【サービス概要】 民事上の司法処理機関として司法書士によ る仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手 続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手 続を行っています。 紛争の目的価額が金 140 万円以下の民事に関 する紛争に限定されます。</p> <hr/> <p>【費用】 有料。申立手数料 5 0 0 0 円 + 消費税</p>

問い合わせ先

一般社団法人日本産業
カウンセラー協会本部
ADRセンター

(住所)
〒105-0004
東京都港区新橋
6-17-17
御成門センタービル6F
(電話)
03-3438-4568

【特長】
わが国では
数少ない「対
話促進型A
DR」

利用できる制度

無料相談

調停

制度概要等

【サービス概要】
解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、職場でのいじめ・嫌がらせ等の個別労働関係紛争全般の相談を受け付けます。

【費用】
無料。

【利用方法】
電話又は面談。

【相談日時】
月曜～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）
9：00～17：00にまずは電話にてお問い合わせください。

【サービス概要】
個別労働関係紛争について、産業カウンセラーの有資格者で且つこれらの紛争解決の専門的知識、能力をもった調停者が、裁判（訴訟）によらない当事者同士での話し合いによる解決（対話促進型調停）のお手伝いをいたします。
弁護士は同席せず、経験豊富なカウンセラーが、紛争当事者の間に入って、双方の気持、言い分をしっかりとお聴きし、相互理解を深め合い、問題を解決する方法を探ります。

【費用】
有料。

調停申立時の手数料 (第1回調停期日手数料を含む)	27,000円 (協会会員の場合は23,000円)
第2回目以降の調停期日手数料	6,000円(申立人、相手方各自負担)
和解成立時の成立手数料	下表に定める額とする。 但し、和解不成立の場合は支払不要 (当事者間の負担割合は、原則、等分負担)

(注)相手方が調停に応じないため調停手続が終了した場合は、調停申立手数料から3,000円を控除した残額を申立人に返還します。

紛争の価額(A)	成立手数料
300万円以下	A×8%
300万円超～1,500万円以下	24万円+(A-300万円)×3%
1,500万円超～3,000万円以下	60万円+(A-1,500万円)×2%
3,000万円超～5,000万円以下	90万円+(A-3,000万円)×1%
5,000万円超～1億円以下	110万円+(A-5,000万円)×0.7%
1億円超	145万円+(A-1億円)×0.5%

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>千葉県社会保険労務士会 (住所) 千葉市中央区 富士見 2-7-5 富士見ハイビル 7F (電話) 043-223-6002</p>	<p>総合労働相談</p>	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨、退職後の保険給付、など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 (10:00～16:00) ●面談相談 (10:00～16:00)
<p>千葉県社会保険労務士会</p> <p>社労士会労働紛争解決センター千葉 (電話) 043-223-6002 (FAX) 043-223-6005</p> <p>【特長】 労働関係諸法令の専門家であるベテランの特定社会保険労務士が公正、中立な立場で、個別労働紛争をあっせんにより解決を目指します。 あっせんを依頼してよかったといわれるように頑張ります！</p>	<p>労働紛争解決センターによる あっせん</p>	<p>【制度概要】 あっせんを気軽に利用することにより、職場のトラブル（パワハラ、解雇、雇止め、賃金問題等）を早期・円満解決を目指す制度です。 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速に円満解決を図ります。 プライバシーの保護には万全の配慮しております。</p> <p>【費用】 平成30年5月1日まで無料です。</p> <p>【利用方法・相談時間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん申立受付 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日を除きます）。 申立前の段階で、あっせん相談員が手続の説明・相談を担当することもあります。 ・あっせん開催日時 申し出日より1ヵ月以内に設定し、1日で解決（原則）します。 ・あっせん開催場所 千葉県社会保険労務士会内

問い合わせ先

利用できる制度

裁 判 所

千葉地方裁判所
民事訟廷事務室事
件係
(住所)
〒260-0013
千葉市中央区中央 4 丁目
11 番 27 号
(電話)
043-333-5277(代表)

千葉簡易裁判所
民事係受付
(住所)
〒260-0013
千葉市中央区中央 4 丁目
11 番 27 号
(電話)
043-333-5286(代表)

【各手続の概要】

● 民事調停手続（簡易裁判所）

調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。

双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分 1 人でも手続を行うことができます。

● 少額訴訟手続（簡易裁判所）

原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。

事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分 1 人でも手続を行うことができます。

● 労働審判手続（地方裁判所）

労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。

事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所）

裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が 140 万円以下の場合には簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。

厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましい場合もあるでしょう。

【費用】

上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。

【ご注意】

裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。

上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。

発行（29.4.1改訂版）

千葉県労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会事務局

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1階
千葉労働局雇用環境・均等室 電話 043-221-2303